

2025 年 5 月号

(2025 年 5 月 16 日発行)

大阪:〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail:info@senshu-sr.com

HP:<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

熱中症対策義務化、ストレスチェック実施義務対象の拡大

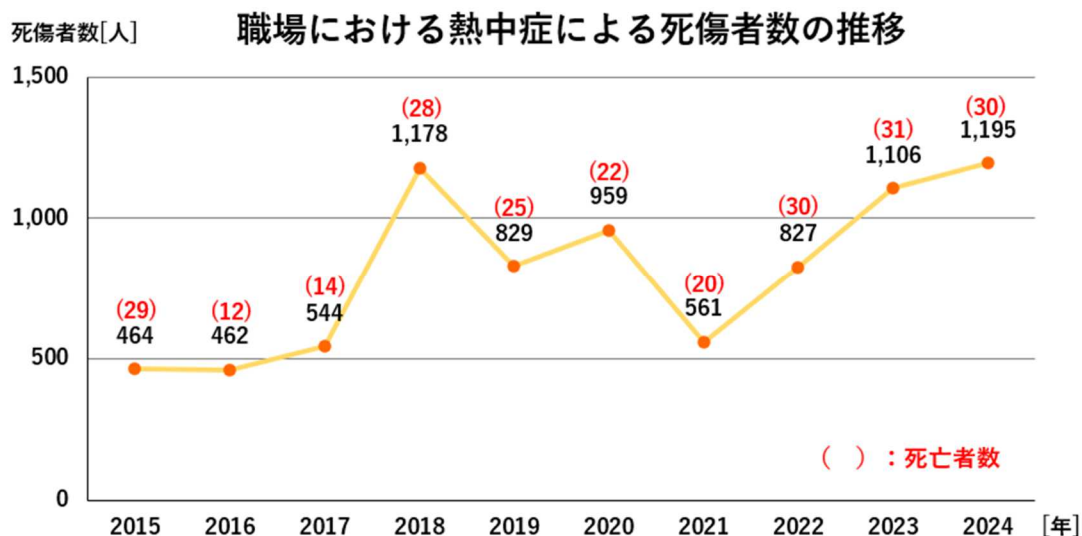
2月の事務所便りから3か月に渡って育児介護等に係る法改正のご案内をいたしましたが、いかがでしたでしょうか。義務化ということで各企業様から対応のご質問等をいただいております。ご相談事がございましたら、お声がけください。今回は、熱中症対策やストレスチェックについてご紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

【2025年6月1日施行】

◆熱中症対策義務化

近年、熱中症による死傷者数が増加傾向にあり、その原因のほとんどが**初期症状の放置や対応の遅れ**によるものです。そこで、**①:体制整備、②:手順作成、③:関係者への周知**、が義務付けられます。



※死傷者数:職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数 (括弧赤字は、死亡者数)
厚生労働省:<<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>>

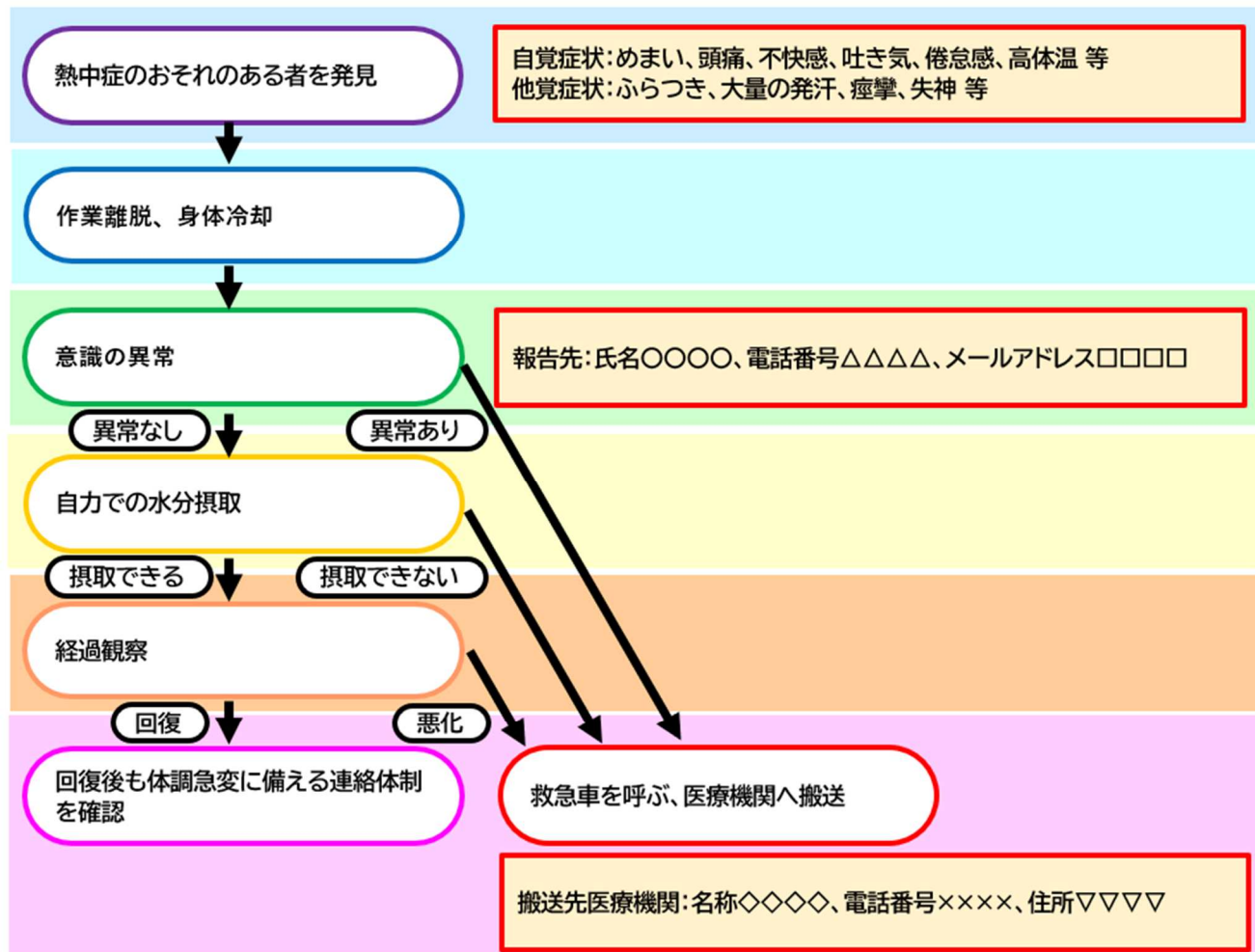
①:体制整備としては、めまいや頭痛、吐き気などの自覚症状及びふらつきや大量の発汗などの他覚症状により熱中症のおそれのある者を発見した時に、**報告する連絡先や担当者及び搬送先医療機関の住所や連絡先を確認**しておくことが考えられます。

②:手順作成としては、熱中症のおそれのある**作業からの離脱、身体のコリ、水分と塩分の摂取、意識の異常確認、救助要請、医療機関への搬送**などが考えられます。次ページの例をご参考ください。

③:関係者への周知としては、①と②を**朝礼、掲示、配布、メール等で周知**が考えられます。

◆熱中症対策の手順作成の例

ご参考いただき、周知にご活用いただけますと幸いです。



◆ストレスチェック実施義務対象の拡大

現行、従業員 50 人以上の事業所に義務付けられているストレスチェックの実施について、50 人未満の事業所にも実施を義務付ける法案が、5 月 8 日、衆議院で可決・成立しました。公布から3年以内に施行される予定です。

◆住民税、労働保険(年度更新)、社会保険(定時決定)

・住民税

今年度の住民税額通知書が届く時期が近づいてきました。昨年の所得に応じて計算された住民税を今年度の 6 月から納めることになります。先月と同じ住民税額にならない場合が多いため、給与計算時にはお気をつけ下さい。

・労働保険(年度更新)

昨年度分の労働保険料(確定保険料)と、今年度分の労働保険料(概算保険料)を納付するための申告書が届き始めます。

・社会保険(定時決定)

4 月～6 月に支払われた給与額をもとに、9 月分～翌年 8 月分の保険料が決定される算定基礎届が 6 月中旬頃から届き始めます。健康保険組合加入企業様は、健康保険組合への届出も忘れないようにご注意ください。